

■ 申告・相談日程表（市役所での受付日時）

月	受付日 (土・日曜日、祝日を除く)	受付時間	税理士	市職員	混雑予想	確定申告	住民税申告	申告書作成方法
2月	6日(火)～15日(木) (税理士による無料申告相談)	午前9時～10時30分、 午後1時～3時	○	×	大変混雑します	○	×	e-Tax 手書き
	16日(金)、19日(月)～23日(金)	午前9時～11時、 午後1時～3時30分	×	○	大変混雑します	(*)1	○	パソコン (*)2
	26日(月)～28日(水)		×	○	混雑します	(*)1	○	パソコン (*)2
3月	1日(木)・2日(金)、5日(月)～9日(金)、 12日(月)～15日(木)		×	○	3月12日(月) 以降 大変混雑します	(*)1	○	パソコン (*)2

(*1)…下表「市職員申告相談」が〇のものが対象です。

(*)…パソコンでの申告書作成は、市職員が情報を入力して作成します。申告書を自身で作成する「確定申告書等作成コーナー」はありません。

※混雑予想は過去の実績に基づくものです。

■申告・相談の受付内容、受付期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所		青梅税務署
	税理士による 無料申告相談	市職員 申告相談	
	2月6日(火)～2月15日(木)	2月16日(金)～3月15日(木)	
住民税(市民税・都民税)申告	×	○	×
年金・給与所得の確定申告	○	○	○
営業・農業などの事業所得の確定申告	○	×	○
不動産所得の確定申告	○	×	○
青色申告(確定申告)	○	×	○
損失申告(確定申告)	市役所では受け付けていません。 青梅税務署で相談してください。		○
住宅借入金等特別控除(確定申告)			○
土地・家屋・株式など譲渡所得の確定申告			○
過年分(平成28年分以前)の確定申告			○
作成済み確定申告書の提出	×	○	○

⑯所得税等の還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの

郵送による住民税（市民税・都民税） 申告の受け付け

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

*申告書の控えに受印が必要な方は、宛先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※所得税等の確定申告書の郵送による提出は、3ページを確認し、直接青梅税務署へ郵送してください。

郵送先
羽村市課税課市民税係
5-8601 (所在地記載不要)
注意 国民年金保険料の控除証明書

（☎0570-1003-004）または青梅年金事務所（☎0428-30

（3月4日～10日）に問い合わせさせてください
※申告の際に控除証明書の添付が必要です。

申告は3月1日(火)までに期限までに申告がないと、平成30年度の課税決定が遅れ、課税・非課税証明書が発行できない場合があります。

員などによる出張相談は、廃止となりました。詳しく述べては、青梅税務署（☎ 0428-122-3185）へ問い合わせください。

2月6日(火)～15日(木)は、市役所で税理士による確定申告の無料申告相談を行います。

営業・農業などの事業所得、不動産所得のある方、青色申告の方は、2月16日(金)以降は青梅税務署での相談受付となります。税務署へ確定申告書を提出する必要がある方は、上の表で日程を確認してください。

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。
ご了承ください。

※申告会場では少なくとも30分程度の待ち時間が想定されます。時間に余裕をもつてお越しください。

※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時15分までは、正面玄関から入ることはできません。地下1階玄関（青梅線側）を利用してください。

お知らせ

青梅税務署および税理士による申告受付・相談・お知らせ

問合せ 青梅税務署 0428-22-3185 (代表)

- 所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出と納税は、2月16日(金)～3月15日(木)です。
- 還付申告は、2月15日(木)以前でも行なうことができます。

- ※還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税等が還付となる申告
- 個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、4月2日(月)までです。
- 贈与税の申告書の提出と納税は、2月1日(木)～3月15日(木)です。

青梅税務署での受付け・相談

- 開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)の午前9時～午後5時(受付け午前8時30分～)
- 相談会場 青梅税務署

- ※日曜日は、電話による相談や、国税の納付はできません。納付に際しては、振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

郵送による受付け

- 申告書に該当する事項を記入し、申告納税額まで計算した方は、源泉徴収

票・収支内訳書・マイナンバーカードの写しなどの必要書類を添付し、青梅税務署へ郵送してください。

※申告書の控えなどの返却を希望する方は、その旨と申告する方の住所・氏名を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士による無料申告相談です。

小規模納税者の方の所得税および復興特別所得税、個人事業主の消費税および地方消費税、ならびに年金受給者や給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告書を作成し、提出することができます。

なお、2月18日(日)と25日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出の受けを行います。当日は、大変混雑することが予想されます。

開設期間 2月6日(火)～15日(木)の午前9時～10時30分、午後1時～3時(土・日曜日、祝日を除く)

相談会場 市役所4階大会議室

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを締め切ることがあります。

※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時15分までは、正面玄関から入ることはでき

ません。地下1階玄関(青梅線側)を利用してください。

※税務署職員などによる出張相談および税理士による無料申告相談は近隣市町村でも行っています。詳しくは青梅税務署へ問い合わせてください。

青梅税務署では、土・日曜日、祝日の申告受付は行っていません

◆青梅税務署では、土・日曜日、祝日の申告受付は行っていません

青梅税務署での確定申告書作成・提出は、平日(月～金曜日)のみとなります。土・日曜日、祝日は受け付けていません。

なお、2月18日(日)と25日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出の受けを行います。当日は、大変混雑することが予想されます。

なお、2月18日(日)と25日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出の受けを行います。当日は、大変混雑することが予想されます。

開設期間 2月6日(火)～15日(木)の午前9時～10時30分、午後1時～3時(土・日曜日、祝日を除く)

相談会場 市役所4階大会議室

※当日の混雑状況によっては、早めに受付けを締め切ることがあります。

※午前8時までは庁舎内に入ることはできません。また、午前8時15分までは、正面玄関から入ることはでき

◆所得税および復興特別所得税・贈与税の確定申告と納税は3月15日(木)までです

期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。

青梅税務署では、土・日曜日、祝日の申告受付は行っていません

◆社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成28年分の確定申告から、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告には、マイナンバー(個人番号)の記入と、身元確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。マイナンバーカード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類を用意してください。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ウェブサイト内の「社会保障・税番号制度(マイナンバー)について」をご覧ください。

利用してください。